

ミカンコミバエ種群の緊急防除に関する省令の制定について

(平成27年11月17日)

農林水産省は、平成27年11月13日付けをもって、植物防疫法（昭和25年法律第百五十一号）第十八条第一項の規定に基づき、ミカンコミバエ種群の緊急防除に関する省令を定めた旨を公表しました。

緊急防除を行う地域は、鹿児島県奄美市、大島郡宇検村、瀬戸内町、龍郷町、大和村とのことで、同地区の特産であるポンカンやタンカンなどのかんきつ類等の生果実が移動規制され、平成27年12月13日から施行するとしています。

詳しくは以下のアドレスからご確認ください。

- 1 官報掲載URL
<https://kanpou.npb.go.jp/20151113/20151113g00257/20151113g002570017f.html>
- 2 農林水産省のHP（該当URL）
http://www.maff.go.jp/j/syouan/syokubo/keneki/k_kokunai/mibae/mikan.html